

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい

第 132 号 6koo

官報 14-16 ページ

2558 年 [2015 年] 2 月 5 日

著作権法 (第 3 版) 仏暦 2558 年 [2015 年]

プミポン アドゥンラヤデート国王陛下 勅命

現国王治世 70 年、 仏暦 2558 年 1 月 31 日

プミポン アドゥンラヤデート国王は 以下公布の勅命を下された。

著作権法の改正増補が妥当であるとなされ、
ここに以下のごとく、国家立法議会の助言と承認により、立法の印を下賜なされた。

第 1 条 本法律は “仏暦 2558 年 [2015 年] 著作権法 (第 3 版)” とする。

第 2 条 本法律は官報に公示された日から数えて 60 日を経過した日から施行する。

第 3 条 仏暦 2537 年 [1994 年] の著作権法 第 28/1 条として、以下の条文を追加する。

“第 28/1 条 映画およびビデオに関する法律によるところの映画館において、映画館で上映されている間、第 15 条 (5) の許可を得ずになされた本法律で著作権がある映画からの音声または画像、あるいは音声画像両方の記録による複製は、それが全部か一部かを問わず著作権の侵害とみなし、第 32 条 第 2 項(2) を適用しない。”

第 4 条 以下の条文を、仏暦 2537 年 著作権法の第 32 条 第 2 項 (9) として追加する。

“(9) 視覚、聴覚、知覚または学習能力の欠陥、または、省令に規定されたその他の欠陥を起因とする原因により、著作権がある作品に接することができない障害者の利便の為の、営利目的の行為ではない、複製または改変。

ただし、障害者の必要性に沿った複製または改変の形態や、複製または改変を企画担当する組織、及びその原則や運営方法については、官報に大臣が公示規定する内容に従うこととする。”

第 5 条 以下の条文を、仏暦 2537 年 著作権法の第 69/1 条として追加する。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい

“第 69/1 条 第 28/1 条に基づき著作権を侵害した者は、6 ヶ月以上 4 年以下の禁固刑、または 10 万バーツ以上 80 万バーツ以下の罰金刑、もしくは禁固刑及び罰金刑に処する。

国王陛下より勅令を受けた者

プラユット チャンオーチャー 陸軍大将

内閣総理大臣

注記： この法律が公布施行となった理由は、現在、タイ映画や海外の映画が映画館で上映中に、無許可で音声または画像、あるいは、音声画像両方の記録により複製されているという問題があり、それが、CDやDVD等のさまざまな媒体に複製され、販売されて、映画産業やその関連ビジネスに多大な経済的損失を起こしているからである。

これは、通常著作権を所持している者、又はライセンシーが持っている、著作権がある作品から生じる利益追求行為を害するものであり、私的利用のための複製行為だということ
を理由とした、現行の著作権法上の権利侵害の除外条項を利用したものであった。

そこで仏暦 2537 年の著作権法の改正増補が妥当となり、これらの形態による著作権侵害の
行為が特に犯罪にあたるとして、営利目的のための著作権侵害の場合と同じ量刑とした。

このほか、視覚障害者、聴覚障害者、知覚障害者及び法律で定めるところの他の種類の障
害者が、その必要性により、著作権がある作品に接し利益となるように、著作権侵害の除
外を追加することが妥当となり、この法律の立法が必要となった。